

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(第一条関係)	1
○危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)(第二条関係)	2
○石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)(第三条関係)	5
○大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)(第四条関係)	8
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)(第四条関係)	9
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)(第四条関係)	10
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)(第五条関係)	11
○行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)(第六条関係)	12

改正案	現行
<p>（占用の期間に関する基準）</p> <p>第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス管で同法第二十一条に規定するガス事業の用に供するもの（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものにあつては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三十一条第二項に規定する導管に限る。）</u></p> <p>へ〜チ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（占用の期間に関する基準）</p> <p>第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス管（同法第二十一条に規定するガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）</u></p> <p>へ〜チ （略）</p> <p>二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（届出を要する物質の指定）</p> <p>第一条の十（略）</p> <p>2 法第九条の三第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、<u>高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十四条第一項、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十六条第一項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第八十七条第一項又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十一条第一項第四号及び第十三条第一項第六号において「水素等供給等促進法」という。）</u>第二十四条第二項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、<u>市町村長</u>）に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第九条の三第二項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。</p> <p>（屋外タンク貯蔵所の基準）</p> <p>第十一条 屋外タンク貯蔵所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三の三（略）</p>	<p>（届出を要する物質の指定）</p> <p>第一条の十（略）</p> <p>2 法第九条の三第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、<u>高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十四条第一項、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十六条第一項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第八十七条第一項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第九条の三第二項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。</u></p> <p>（屋外タンク貯蔵所の基準）</p> <p>第十一条 屋外タンク貯蔵所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三の三（略）</p>

四 屋外貯蔵タンクは、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあつては、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクにあつては、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める規格に適合する鋼板その他の材料又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項（これらの規定を水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法別表第二二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験）において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物の屋外貯蔵タンクにあつては、この限りでない。

四の二〇十七 （略）
二〇七 （略）

（地下タンク貯蔵所の基準）

第十三条 地下タンク貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

四 屋外貯蔵タンクは、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあつては、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクにあつては、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める規格に適合する鋼板その他の材料又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験）において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物の屋外貯蔵タンクにあつては、この限りでない。

四の二〇十七 （略）
二〇七 （略）

（地下タンク貯蔵所の基準）

第十三条 地下タンク貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 地下貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより厚さ三

・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては七十キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項（これらの規定を水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験。第十五条第一項第二号において同じ。）において、漏れ、又は変形しないものであること。

七〇十四 (略)

二〇四 (略)

一〇五 (略)

六 地下貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより厚さ三

・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては七十キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験。第十五条第一項第二号において同じ。）において、漏れ、又は変形しないものであること。

七〇十四 (略)

二〇四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（法令の規定により災害防止の業務等を行う者）</p> <p>第六条 法第十六条第二項の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものは、消防法第十二条の七第一項に規定する危険物保安統括管理者、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十二条第一項に規定する保安統括者、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者、高圧ガス保安法第二十七条の二第一項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三十九条第三項において「水素等供給等促進法」という。）第十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス保安法第二十七条の四第一項に規定する冷凍保安責任者、ガス事業法第二十五条第一項、第六十五条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十八条第一項に規定するガス主任技術者、電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項に規定する総括安全衛生管理者とする。</p> <p>（都道府県知事への報告等）</p> <p>第三十九条（略）</p>	<p>（法令の規定により災害防止の業務等を行う者）</p> <p>第六条 法第十六条第二項の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものは、消防法第十二条の七第一項に規定する危険物保安統括管理者、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十二条第一項に規定する保安統括者、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者、高圧ガス保安法第二十七条の二第一項に規定する高圧ガス製造保安統括者、同法第二十七条の四第一項に規定する冷凍保安責任者、ガス事業法第二十五条第一項、第六十五条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十八条第一項に規定するガス主任技術者、電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項に規定する総括安全衛生管理者とする。</p> <p>（都道府県知事への報告等）</p> <p>第三十九条（略）</p>

2 法第四十一条第二項の届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為は、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可、同法第十四条第一項の規定による許可（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第三十九条の第二十一項の規定による届出の受理（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第十一条第三項の規定による命令、同法第二十条第一項本文に規定する完成検査又は同項ただし書の規定による届出の受理で同法第五条第一項の規定による許可に係るもの、同法第二十条第三項本文に規定する完成検査又は同項第一号若しくは第二号の規定による届出の受理で同法第十四条第一項の規定による許可に係るもの（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第二十一条第一項の規定による届出の受理、同法第三十八条第一項の規定による許可の取消しで同法第五条第一項の規定による許可に係るもの、同法第三十八条第一項の規定による命令で同法第九条に規定する第一種製造者に係るもの及び同法第三十九条の規定による措置で同法第九条に規定する第一種製造者に係るものとする。

3 法第四十一条第二項の通知の受理その他の政令で定める行為は、水素等供給等促進法第二十四条第一項の規定による通知の受理（水素等供給等促進法第十二条第一項の規定による承認、水素等供給等促進法第十四条第一項の規定による承認（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法（以下この項において「準用高圧ガス保安法」という。）第十一条第三項の規定による命令、準用高圧ガス保安法第二十条第一項

2 法第四十一条第二項の政令で定める行為は、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可、同法第十四条第一項の規定による許可（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第三十九条の第二十一項の規定による届出の受理（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第十一条第三項又は第三十八条第一項の規定による命令、同法第二十条第一項本文に規定する完成検査又は同項ただし書の規定による届出の受理で同法第五条第一項の規定による許可に係るもの、同法第二十条第三項本文に規定する完成検査又は同項第一号若しくは第二号に規定する届出の受理で同法第十四条第一項の規定による許可に係るもの（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第二十一条第一項の規定による届出の受理、同法第三十八条第一項の規定による許可の取消し及び同法第三十九条の規定による措置とする。

（新設）

本文に規定する完成検査又は同項ただし書の規定による届出の受理、同条第三項本文に規定する完成検査又は同項第一号の規定による届出の受理（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、水素等供給等促進法第十五条の規定による届出の受理、水素等供給等促進法第二十三条第二項の規定による承認の取消しで水素等供給等促進法第十二条第一項の規定による承認に係るもの、水素等供給等促進法第二十三条第二項の規定による命令で水素等供給等促進法第十三条第一項に規定する承認製造者に係るもの及び準用高压ガス保安法第三十九条第一号の規定による命令に係るものに限る。）とする。

改 正 案	現 行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。）又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十二条第一項の承認に係る事業所（同法第十三条第一項に規定する特定製造期間における当該承認に係る事業所に限る。）</p> <p>六～二十三 （略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。）</p> <p>六～二十三 （略）</p>

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。）又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のため低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十二条第一項の承認に係る事業所（同法第十三条第一項に規定する特定製造期間における当該承認に係る事業所に限る。）</p> <p>六 二十四（略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。）</p> <p>六 二十四（略）</p>

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（第四条
 関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条 法第六条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一〜四（略） 五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみの製造を行う事業所を除く。）又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十二条第一項の承認に係る事業所（同法第十三条第一項に規定する特定製造期間における当該承認に係る事業所に限る。） 六〜二十四（略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条 法第六条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一〜四（略） 五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみの製造を行う事業所を除く。） 六〜二十四（略）</p>

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百六十八（略）</p> <p>四百六十九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百六十八（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（事件記録） 第十五条（略）</p> <p>2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条第一項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第二十九条において準用する場合を含む。）九〇四十一（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（事件記録） 第十五条（略）</p> <p>2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条第一項 九〇四十一（略）</p> <p>3（略）</p>